

—新型コロナウイルス感染症に伴う市独自支援策—

## 準要保護世帯に準ずる高校生等家庭を 支援する臨時特別給付金を支給します

四街道市では、新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受けている高校生などがある子育て家庭のうち、経済的に厳しい状況にある準要保護世帯と同水準の世帯を対象に生活を支援する給付金を支給します。

■給付金額:対象世帯5万円

■対象:令和2年10月1日現在で住民登録がある高校生などのいる家庭のうち、四街道市の就学援助制度の支給を受ける準要保護世帯、または準要保護世帯と同等の収入水準となる世帯

※高校生などは、平成14年4月2日～平成17年4月1日の間に生まれた人が対象

※高校生などには、高等学校、通信学校、高等専門学校、高等特別支援学校の生徒のほか、令和2年中に退学している人も対象

※本年度「四街道市ひとり親家庭等への臨時特別給付金」または「四街道市ひとり親世帯臨時特別給付金」の支給を受けている人(受けることができる人を含む)は、本給付金の対象となりません

■申請期間:令和2年10月12日(月)～令和3年2月12日(金)

■申請方法:四街道市ホームページから申請書をダウンロードし、必要事項を記入の上、確認書類等を添付して四街道市子育て支援課に提出

※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業です

お問い合わせ先  
健康こども部子育て支援課  
担当:榎本  
☎ 043-421-6124